

# 大津町議会公式ホームページ等における議員発信情報メディアの紹介に関する 運用ガイドライン

## 1. 趣旨

町議会議員が自主的に運用する情報発信メディア(例:ソーシャルメディアネットワークシステム(SNS)や議会報告誌など。以下、議員発信情報という)は、本来、議員個人の活動において運用され、その責任も議員個人に属するものであり、議会の公式なホームページ等による広報とは無関係なものである。

また、SNS の利用においては、誤った情報や誹謗中傷・人権侵害につながるような発信や、過剰・過激な批判行為(いわゆる「炎上」など)の不適切な事例も見られ、万一そうした不適切な議員発信情報があった場合、それが議会の公式な広報と関係づけられるようなリスクも想定される。

しかし一方では、議会活動の広報の充実や、議員個人の活動の可視化を求める<sup>※1</sup> 意見もあり、その手段として、議会の公式な広報の中で、議員発信情報へのアクセスを容易化する情報の提供が求められており、議会もその実現に向けた努力を決議<sup>※2</sup>している。

本ガイドラインは、こうした要望に応えつつ、想定されるリスクに対応し、議会公式ホームページ等に議員発信情報にアクセスするための情報を掲載(例:リンクやQRコード等、以下、リンク等の情報という。)するために策定するものである。

※1 特別職等報酬の改定について(答申) 大津町特別職報酬等審議会 令和6年11月12日  
附帯意見の(1)

住民へ向けた議会だよりは、とても見やすく理解しやすい。毎号掲載される一般質問のその後が住民にとっては気になるところであり、一般質問後の経過に関しても記事として取り上げるなど、引き続き議会だよりの充実に努めていただくとともに、議員のなり手不足解消のため、例として議会だよりに議員個人のホームページ等と繋がるQRコードを掲載するなど、より議員の活動が住民に伝わるよう情報発信の強化を図っていただきたい。

※2 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する  
附帯決議 大津町議会 令和6年12月12日  
附帯決議の「1」

1. 議員の日常の活動について、町民がその活動を知ることができための方策が必要であり、議会としてその実現に努めること

## 2. ページへの情報掲載の方法

(1) リンク等の情報を掲載するメディアは、基本的に議会公式ホームページとする。

- (2)ページの作成、更新、内容の変更等は議会事務局が行う。
- (3)掲載の形式は、議員名等の基本的情報の一覧(リスト)に、
  - ①議員個人が運用しているSNS等へのリンク等(複数種のSNSも可)
  - ②議員個人が発行している議会報告誌等の文書のPDFファイル
  - ③当該ホームページにリンク等の情報を掲載していない旨の記述
- のいずれか、または①および②の両方とする。
- (4)前項の掲載メディアは、当該議員が指定することができる。  
掲載内容を変更する場合は、当該議員が議会事務局に申請するものとする。  
議会事務局は申請があった場合、概ね1週間程度を目安に変更等を行うが、業務上の事由により期間内の対応が出来ない場合はその限りではない。
- (5)前項の申請は、文書または電子メール等に依頼の主旨と、掲載する情報の内容を明記し議会事務局職員に対し行う。
- (6)当該のページには、リンクされているSNSや文書ファイル等が、「議員自身の責任で発信しているものであり、議会・議会事務局が関知していない」「情報の正確性や妥当性などを保障するものではない。」「不適切と思われる内容や、発信情報に対する問い合わせ・意見は当該の議員個人に連絡すること」の旨など、利用者に注意を促す記載をする。

### 3. 議員発信情報

議員発信情報は、大津町議会議員としての職責が町民の厳粛な信託の上に成立するという原則に基づき、町民の信頼に値する倫理性を自覚したものでなければならない。  
そのため、議員のSNS活用においては、一般的SNSの利用よりさらに高い倫理性や法令順守の意識が求められるものである。

- (1)掲載する情報および、個人SNS等の遵守事項  
議員発信情報は、誤った情報や誹謗中傷・人権侵害につながるような発信や、過剰・過激な批判行為を排除し、議員としての品位を保持するものでなければならない。  
また、感情的、一方的、一面的な発言や、誤解を招く表現は極力避けることが求められる。
- (2)記事等への責任  
議員発信情報についての責任は一義的に当該議員個人にあり、情報発信の結果、いかなる事態が発生したとしても、議会・議会事務局はその責を負うものではない。  
住民等から議員発信情報についての問い合わせや意見等が議会・議会事務局にあった場合は、当該議員に対応を求めるよう回答するものとする。
- (3)自己のガイドラインの策定努力  
議員がSNSにより情報発信を行うにあたっては、各自がその運用ガイドラインを

定め、公表することが望ましい。

#### 4. 適宜の対応

(1)リンク等の情報を掲載したページは、その表示を原因として、議会・議会事務局の業務に支障が生じた場合は、議会事務局長の判断で当該ページの表示を中止することができる。

(2)議會議員の選挙が行われる場合には、告示の1か月程度前を目途として、当該ページの表示を中止するものとする。

(3)議員発信情報の内容について、著しい誤りや不適切な表現等があると見なされる場合、議会運営委員会は当該議員に注意喚起を行う。是正がない場合、議会運営委員会の判断で当該ページから議員発信情報にアクセスする手段を停止する(リンクの削除等)ことができる。

#### 附則

「大津町議会公式ホームページ等における議員個人の情報発信メディアの紹介」の取り扱いは、令和8年1月から同3月までを試行期間とし、その状況に応じて、継続または中止を判断するものとする。

判断は、議員及び議会事務局職員の意見を聴き、議会改革推進特別委員会が行う。